

積丹町公告第 2 号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 8 年 4 月 2 4 日

積丹町長 松 井 秀 紀
(公印省略)

1 入札に付する事項

- (1) 工事名称 令和 8 年度 積丹町クリーンセンター改修工事
- (2) 工事場所 積丹郡積丹町大字日司町 5 2 9 番地 6 他
- (3) 工事期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 1 0 日
- (4) 工事概要 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 発注工事に対応する令和 6 年積丹町告示第 13 号に規定する機械器具設置工事の資格及び建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、積丹町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、町が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) (1)の資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が、830 点以上であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の積丹町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (6) 建設業法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する特定建設業者であること。
- (7) 北海道内に、建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所を有すること。
- (8) 過去 10 年間に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を有すること。
- (9) 監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を工事に専任で配置できること。ただし、工事 1 件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和 31 年法律第 273 号）第 27 条第 1 項に定める金額に満たない場合は技術者の専任は要しないものとする。
- (10) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- (11) 本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
- (12) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

3 入札参加資格審査申請書等の提出期間等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に係る書類を添付して提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和8年4月27日（月）から令和8年5月12日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前9時から午後3時まで

(2) 提出場所

積丹郡積丹町大字美国町字船濶 48 番地 5
積丹町役場 建設課

(3) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

4 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和8年5月19日（火）までに書面により通知する。

5 契約条項を示す場所

積丹郡積丹町大字美国町字船濶 48 番地 5
積丹町役場 建設課

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

積丹郡積丹町大字美国町字船濶 48 番地 5
積丹町役場 3階 会議室

(2) 入札日時

令和8年6月1日（月） 午前10時00分

(3) 初度の入札執行時に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めることがあるので、内訳書をあらかじめ作成の上、持参すること。

なお、内訳書の提出を求めた入札において、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

(4) その他

入札の執行に当たっては、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の 100 分の 5 に相当する額以上の入札保証金又はこれに代える担保を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第 167 条の 7 及び積丹町財務規則（平成 5 年積丹町規則第 1 号。以下「財務規則」という。）第 97 条から第 99 条までの定めるところによる。

8 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。

9 入札説明書等の交付に関する事項

入札説明書及び制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり交付する。

(1) 交付期間

令和 8 年 4 月 27 日（月）から令和 8 年 5 月 12 日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前 9 時から午後 3 時まで。ただし、インターネットによる場合は、令和 8 年 4 月 27 日（月）午前 9 時から令和 8 年 5 月 12 日（火）午後 3 時まで（日曜日、土曜日及び休日を含む。）とする。

(2) 交付場所

積丹郡積丹町大字美国町字船澗 48 番地 5

積丹町役場 建設課

また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。ただし、インターネットによる交付を行うことができない書類については、交付場所で直接行うものとする。

「積丹町ホームページ <http://www.town.shakotan.lg.jp/>」

(3) 交付方法

直接交付又はインターネットによる交付とし、送付又はファクシミリでは行わない。

なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（kensetu@town.shakotan.lg.jp）で申し込むこと。

(4) 費用

無料とする。

10 送付による入札

認めない。

11 落札者の決定方法

財務規則第 100 条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

12 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは、契約を行わない。

13 契約書作成の要否

必要とする。

14 予定価格等

- (1) 予定価格 公表していない。
- (2) 最低制限価格 設定していない。

15 その他

- (1) 入札の執行回数は原則3回までとする。
- (2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、**2**に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第103条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 入札書記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 共通費の積算について
共通費の区分は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費とし、工事種別は改修機械設備工事とする。算定方法については、公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）による。
- (5) 消費税等課税事業者等の申出
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (6) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称 積丹町役場 建設課（電話番号 0135-44-3383）
イ 所在地 積丹郡積丹町大字美国町字船澗 48 番地 5
- (7) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (8) この入札の執行は、非公開とする。
- (9) 詳細は、入札説明書による。